

診療報酬改定に係る院内掲示のお知らせ

明細書について

当院は医療の透明化を推進し、患者様にご自身の診療内容をご理解いただくため、個別の診療報酬の算定項目が記載された明細書を、無料で発行しております。明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査などの名称が記載されます。明細書の発行を希望されない場合は、受付までお申し付けください。

お薬の処方について

当院では、医薬品の安全供給等を踏まえ、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬については、患者様にご説明の上、商品名ではなく有効成分の名称である一般名で処方する場合があります。一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足した場合、有効成分が同じ複数の医薬品の中から選択できるため、必要な薬を継続して受け取りやすくなります。なお、後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）をご希望される場合には、選定療養費として、特別の料金をご負担いただくことがあります。

医療情報の活用について

当院はオンライン資格確認等システムを導入しており、患者様の受診歴、薬剤情報、特定健診情報等の必要な診療情報を取得、活用して診療を行っております。また、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう、以下の取り組みを行っています。

- オンライン資格確認等システムによる診療情報の取得・活用
- マイナ保険証の利用促進

これらの取り組みにより、患者様に対してより安全で、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認の利用に、ご理解とご協力をお願いいたします。

生活習慣病管理料

当院では、高血圧、脂質異常症、糖尿病を主病とする患者様に対し生活習慣病管理料を算定し、療養計画書を作成の上総合的な治療管理を行っております。

- 血圧、体重、食事、運動、喫煙、飲酒に関する生活習慣の指導
- 健康診断結果を踏まえた継続的な医学管理
- 必要に応じた検査や専門医療機関への紹介

長期処方・リフィル処方

当院では患者様の状態が安定していると判断した場合には、28日以上長期処方を行うこと、または一定期間に繰り返し使用できるリフィル処方せんを交付することが可能です。なお、病状や治療内容に応じて対応できない場合がありますのでご了承ください。

ベースアップ評価料

当院では、医療現場で働く職員の賃金改善を行い、質の高い医療を安定して提供するため、厚生労働省が定めるベースアップ評価料を算定しております。患者様にご負担いただく診療費の一部は医療従事者の賃金改善に活用させていただきます。今後も安心して受診していただける医療体制の維持とより良い医療サービスの提供に努めてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。